

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年8月28日
【事業年度】	第144期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）
【会社名】	S P K株式会社
【英訳名】	SPK CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 轟 富和
【本店の所在の場所】	大阪市福島区福島五丁目5番4号
【電話番号】	06(6454)2002
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 藤井 修二
【最寄りの連絡場所】	大阪市福島区福島五丁目5番4号
【電話番号】	06(6454)2002
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 藤井 修二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年6月23日に提出いたしました第144期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

社外取締役および社外監査役との関係

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

社外取締役および社外監査役との関係

(訂正前)

当社の社外取締役は1名、社外監査役は監査役2名であります。社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、当社からの独立性に関する基準又は方針はありませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員制度における独立性の判断基準を参考にしております。

なお、社外監査役中務尚子は、中央総合法律事務所の社員弁護士パートナーであり、当所と当社は法律顧問契約を締結しております。また、社外取締役および社外監査役の全員が、「5 役員の状況」に記載のとおり当社株式を保有しておりますが、僅少であります。これら以外に社外取締役又は社外監査役と当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との連携につきましては上記「内部監査及び監査役監査の状況」の記載の通り、十分な連携が取れていると考えております

(訂正後)

当社の社外取締役は1名、社外監査役は監査役2名であります。社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、当社からの独立性に関する基準又は方針はありませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員制度における独立性の判断基準を参考にしております。

社外取締役西島康二は金融機関における豊富な経験と企業経営に関する見識を有しており、独立した立場から取締役等の職務執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役として選任しております。

社外監査役榎卓生は公認会計士・税理士であり、これまで数多くの企業の監査業務や経営指導に従事することで会社財務に精通しており、財務および会計の観点から当社の経営全般の監視・助言を期待できるため、社外監査役として選任しております。

社外監査役中務尚子は弁護士であり、これまで数多くの企業の会社法務指導や経営指導に従事することで会社法務に精通しており、法務の観点から当社の経営全般の監視・助言を期待できるため、社外監査役として選任しております。

なお、社外監査役中務尚子は、中央総合法律事務所の社員弁護士パートナーであり、当所と当社は法律顧問契約を締結しております。また、社外取締役および社外監査役の全員が、「5 役員の状況」に記載のとおり当社株式を保有しておりますが、僅少であります。これら以外に社外取締役又は社外監査役と当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との連携につきましては上記「内部監査および監査役監査の状況」の記載の通り、十分な連携が取れていると考えております。